

議案第67号

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものの

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）

内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をし
た職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、長岡市職員
の育児休業等に関する条例（平成4
年長岡市条例第3号）第26条第1項
の措置を講ずるに当たっては、同項
の規定による申出をした職員（以下
この項において「申出職員」という。）
に対して、次に掲げる措置を講じな
ければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、
申告又は申出（以下「請求等」と
いう。）に係る申出職員の意向を
確認するための措置

(3) 長岡市職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向

内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の4</u> （略）	との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第18条の3</u> （略）
--	--

（長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 長岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第

10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下_____「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、

10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。_____）

（部分休業_____の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）

_____の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）に

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするため

3 非常勤職員に対する部分休業
 〃の承認については、1日につき、
 当該非常勤職員について1日につき
 定められた勤務時間から5時間45分
 を減じた時間を超えない範囲内で
 （当該非常勤職員が労働基準法第67
 条の規定による育児時間又は育児休
 業、介護休業等育児又は家族介護を
 行う労働者の福祉に関する法律（平
 成3年法律第76号）第61条の2第20
 項の規定による介護をするための時
 間（以下「介護をするための時間」
 という。）の承認を受けて勤務しな
 い場合にあつては、当該時間を超え
 ない範囲内で、かつ、2時間から当
 該育児時間又は当該介護をするため

の時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第23条の2 育児休業法第19条第2項

第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に
1時間未満の端数がある場合であ
って、当該残時間数の全てについ
て承認の請求があつたとき 当該
残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項

の条例で定める１年の期間は、毎年
４月１日から翌年３月３１日までとす
る。

（育児休業法第19条第2項第2号の
人事院規則で定める時間を基準とし
て条例で定める時間）

の時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

第23条の4 育児休業法第19条第2項

第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次
の各号に掲げる職員の区分に応じ、
当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時
間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員
の勤務日1日当たりの勤務時間数
に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で
定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項

の条例で定める特別の事情は、配偶
者が負傷又は疾病により入院したこ
と、配偶者と別居したことその他の
同条第2項の規定による申出時に予
測することができなかった事実が生
じたことにより同条第3項の規定に
よる変更（以下「第3項変更」とい
う。）をしなければ同項の職員の小
学校就学の始期に達するまでの子の
養育に著しい支障が生じると任命権
者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の
取扱い）

第24条 会計年度任用職員以外の職員
が育児休業法第19条第1項に規定す
る部分休業の承認を受けて勤務しな
い場合には、給与条例第10条の規定
にかかわらず、その勤務しない1時
間につき、給与条例第22条に規定す

（部分休業をしている職員の給与の
取扱い）

第24条 会計年度任用職員以外の職員
が_____

__部分休業の承認を受けて勤務しな
い場合には、給与条例第10条の規定
にかかわらず、その勤務しない1時
間につき、給与条例第22条に規定す

る勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 会計年度任用職員が<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第 11 号）第 7 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 19 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与その他の給付の額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第 25 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	る勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 会計年度任用職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第 11 号）第 7 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 19 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与その他の給付の額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第 25 条 <u>第 14 条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、施行日前においても、改正後の長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 18 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の長岡市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第68号

長岡市市税条例の一部改正について

長岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(公示送達)	(公示送達)
第16条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を長岡市公告式条例（昭和25年長岡市告示第42号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第16条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第16条の3 <u>法施行規則</u>	第16条の3 _____ _____長岡市公告式条例（昭和25年長岡市告示第42号）第2条第2項に規定する掲示場に <u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。

第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第35条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭（第3号から第11号までに掲げるもの）に関しては、それぞれ新潟県内に事務所

年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第35条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭（第3号から第11号までに掲げるもの）に関しては、それぞれ新潟県内に事務所

又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) (略)

(11) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(12) 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金(
租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、

又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) (略)

(11) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

(12) 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、

本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより市長が指定したもの

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の3 第22条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに

本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより市長が指定したもの

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の3 第22条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに

係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4の2第1項第3号及び第36条の4の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第23条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第23条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の4の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で

同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の4の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で

あつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

あつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項か

ら第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第23条の2 令和8年4月1日以後に
第101条の2第1項の売渡し又は同条
第2項の売渡し若しくは消費等(次項
において「売渡し等」という。)が行
われた加熱式たばこ(第101条第1号
オに掲げる加熱式たばこをいい、第
102条の2の規定により製造たばこと
みなされるものを含む。以下この条に
おいて同じ。)に係る第103条第1項
の製造たばこの本数は、同条第3項の
規定にかかわらず、当分の間、次の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定
める方法により換算した紙巻たばこ
(第101条第1号アに掲げる紙巻たば
こをいう。以下この項及び次項におい
て同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条
第2号に規定する葉たばこをい

う。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外

<u>のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u>	
3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	
4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u>	
(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u>	
(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の2、第36条の3第1項ただし書、第36条の4の2第1項第3号及び第36条の4の3第1項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第23条の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第16条及び第16の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第35条の6第1項の改正規定、附則第9条の2の3を削る改正規定及び附則第3条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）第16条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第35条の6第1項の規定の適用については、同項第12号中「寄附金（」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの及び）」とする。

第4条 新条例第35条の2及び第36条の3第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の3第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4の2第1項第3号及び第36条の4の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の4の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の長岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の4の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の4の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の4の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の4の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第23条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、長岡市市税条例第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第23条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 長岡市市税条例第103条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第23条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第23条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第69号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第5条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条に	(保育所等との連携) 第5条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条に

において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる

において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行
_____こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内
容支援連携協力者との間でそれ
ぞれの役割の分担及び責任の所
在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本
来の業務の遂行に支障が生じな
いようにするための措置が講じ
られていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の

<u>育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u>	<u>連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> _____ _____ _____ _____ _____ <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> _____ <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
---	---

(2) (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間は、連携施設の確保をしないことができる。	(2) (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間は、連携施設の確保をしないことができる。
--	--

（長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定める	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定める

ものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)第26条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項___において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項___において同じ。)にあっては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

ものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)第26条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

に集団保育を体験させるための機
会の設定、特定地域型保育の適切
な提供に必要な特定地域型保育事
業者に対する相談、助言その他の
保育の内容に関する支援（次項に
おいて「保育内容支援」という。）
を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者に
より特定地域型保育の提供を受け
ていた満3歳未満保育認定子ども
（事業所内保育事業を利用する満
3歳未満保育認定子どもにあって
は、第37条第2項に規定するその
他の小学校就学前子どもに限る。
以下この号及び第6項第1号にお
いて同じ。）を、当該特定地域型
保育の提供の終了に際して、当該
満3歳未満保育認定子どもに係る
教育・保育給付認定保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設
において受け入れて教育・保育を
提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者に
よる保育内容支援の実施に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次の各号に掲げ
る要件の全てを満たすと認めるとき
は、前項第1号の規定を適用しない
こととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育
内容支援連携協力者を適切に確保

に集団保育を体験させるための機
会の設定、特定地域型保育の適切
な提供に必要な特定地域型保育事
業者に対する相談、助言その他の
保育の内容に関する支援を行う

こと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者に
より特定地域型保育の提供を受け
ていた満3歳未満保育認定子ども
（事業所内保育事業を利用する満
3歳未満保育認定子どもにあって
は、第37条第2項に規定するその
他の小学校就学前子どもに限る。
以下この号及び第4項第1号にお
いて同じ。）を、当該特定地域型
保育の提供の終了に際して、当該
満3歳未満保育認定子どもに係る
教育・保育給付認定保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設
において受け入れて教育・保育を
提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

<u>保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	
<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	
<u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	<u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
<u>5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u>	<u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>
<u>(1) 特定地域型保育事業者 が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u>	<u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
<u>(2) （略）</u>	<u>(2) （略）</u>
<u>6 （略）</u>	<u>4 （略）</u>
<u>7 （略）</u>	<u>5 （略）</u>
<u>8 （略）</u>	<u>6 （略）</u>

<u>9</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>9</u> (略)
附 則	附 則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第4条 特定地域型保育事業者(特例 保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第4条 特定地域型保育事業者(特例 保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
日越412号線	上除町字西原甲1945番13地先		6.0～13.0	図 1 ア～イ
	上除町字西原甲1934番10地先		80.5	

議案第71号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
幸町分室解体 工事	幸町分室解体 鉄筋コンクリート造り 3 階 建て (2, 523.63㎡) その他附属建物等	214, 500, 000円	長岡市下々条 1 丁目501番地 1 渡長建設株式会社

議案第72号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
江陽中学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り 3 階建て (5,892㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り 2 階建て (106㎡) 屋上防水、外壁、内装改修 エレベーター棟 鉄骨造り 3 階建て (43.53㎡) エレベーター新設 屋内運動場 鉄骨造り平家建て (1,034㎡) 屋根改修	1,650,000,000円	長岡市下々条 1 丁目501番地 1 渡長・池田・長岡 土建江陽中学校校舎等大規模改造特定共同企業体

議案第73号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
江陽中学校校舎等大規模改造電気設備工事	電気設備工事 一式	336,600,000円	長岡市宝1丁目 1番地1 久保誠・良電社江陽中学校校舎等大規模改造電気設備 特定共同企業体

議案第74号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
江陽中学校校舎等大規模改造機械設備工事	機械設備工事 一式	316,800,000円	長岡市中之島 565番地87 今泉・新陽江陽中学校校舎等大規模改造機械設備特定 共同企業体

議案第75号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園 サッカー場人工芝張替工事	人工芝張替工事 一式	247,456,000円	長岡市寺泊松沢町 9353番地14 中元組・テック柏 長岡ニュータウン 運動公園サッカー 場人工芝張替特定 共同企業体

議案第76号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
寺泊海浜公園 管理棟建設工 事	鉄筋コンクリート造り平家建 て（463.06㎡） 事務室、休憩ホール、救護 室、男女更衣室、屋外広場 等	164,758,000円	長岡市栃尾山田町 1番10号 共栄建設株式会社

議案第77号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
消防救急デジタル無線基地局更新整備工事	基地局更新整備工事 一式	549,450,000円	長岡市下々条 3丁目1438番地3 藤島無線工業株式会社

議案第78号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道西幹線 84号線)	道路新設 函渠工(39.1m)	362,888,493円	長岡市喜多町 1078番地1 中越・河田7道整 補第1号道路新設 特定共同企業体

議案第79号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 (市道越路 191号線ほか)	道路改良 延長 282.8m 幅員 11.2～15.0m 擁壁工(185m) 排水構造物工(828m) 路盤工(車道)(2,980㎡) 路盤工(歩道)(1,490㎡) 防護柵工(333m) 道路附属物施設工(462m)	362,144,200円	長岡市千秋2丁目 2788番地1 越後交通工業・白 井組7道整補第2 号道路改良特定共 同企業体

議案第80号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
給食備品	宮内小学校給食備品 ガス回転釜、洗浄機、 冷凍冷蔵庫、シンク、 消毒保管機・殺菌庫、 調理機器、その他	31,044,200円	長岡市下条町1199番地3 藤川調理機株式会社

議案第81号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田 達 伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
給食用食器	学校給食用食器（中之島 共同調理場ほか） 16,268点	16,892,781円	長岡市中之島6289番地44 株式会社アジス

議案第82号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
給食用食器	学校給食用食器（単独校 川東） 27,942点	23,336,621円	長岡市中之島6289番地44 株式会社アジス

議案第83号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
給食用食器	学校給食用食器（単独校 川西） 24,823点	19,404,339円	長岡市下条町1199番地3 藤川調理機株式会社

議案第84号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	消防ポンプ自動車 1台	66,077,000円	長岡市原町1丁目5番地15 株式会社シマキュウ

議案第85号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	高規格救急自動車 1 台	21,648,000円	長岡市平島町1番地1 新潟日産モーター株式会 社長岡店

議案第86号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型動力ポンプ付 軽積載車等 6 台	39,131,400円	長岡市片田町字西荒田 1024番地 株式会社米峰長岡営業所

議案第87号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田 達 伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
被 服	消防団員用 防火服・防火帽 352着	42,592,000円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第88号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪ドーザ 1 台	25,982,000円	長岡市浦567番地1 日本キャタピラー合同会 社長岡営業所

議案第89号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	ロータリ除雪車 1 台	66,660,000円	新潟市中央区下大川前通 四之町2185番地 株式会社コバリキ

議案第90号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	凍結防止剤散布車 1 台	25,960,000円	長岡市川崎町2166番地 1 株式会社星野自動車工業

報告第 9 号

継続費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度長岡市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市一般会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳				
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国・県 支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
土木費	都市計画費	米百俵プレイス ミライエ長岡東館 整備事業	6,616,904,000	1,053,225,000		1,053,225,000	755,064,000	298,161,000	298,161,000	586,000	140,575,000	157,000,000		
土木費	都市計画費	米百俵プレイス東館 整備事業	2,666,524,000	378,796,000	40,000	378,836,000	276,440,000	102,396,000	102,396,000	596,000		101,800,000		
消防費	消防費	栃尾地域防災拠点 整備事業	825,000,000	25,000,000		25,000,000	24,348,400	651,600	651,600	51,600		600,000		
教育費	小学校費	宮内小学校等 校舎大規模改造事業	2,853,200,000	1,711,900,000	284,400,000	1,996,300,000	262,680,000	1,733,620,000	1,733,620,000	23,566,000	331,654,000	1,378,400,000		
教育費	小学校費	中之島中央小学校 校舎大規模改造事業	2,093,100,000	1,674,400,000	417,700,000	2,092,100,000	304,123,600	1,787,976,400	1,787,976,400	114,837,400	339,539,000	1,333,600,000		
教育費	中学校費	南中学校等 校舎大規模改造事業	2,314,300,000	694,300,000	1,423,105,400	2,117,405,400	1,175,367,600	942,037,800	942,037,800	249,102,800	173,235,000	519,700,000		
教育費	中学校費	江陽中学校等 校舎大規模改造事業	3,708,742,000	369,874,000		369,874,000		369,874,000	369,874,000	637,000	42,237,000	327,000,000		
計			21,077,770,000	5,907,495,000	2,125,245,400	8,032,740,400	2,798,023,600	5,234,716,800	5,234,716,800	389,376,800	1,027,240,000	3,818,100,000		

報告第10号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 通 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな抑資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	松葉排水ポンプ場設備更新事業	83,000,000	32,400,000		32,400,000	10,700,000	21,700,000	21,700,000	10,850,000	10,800,000	50,000	
資本的支出	建設改良費	関東排水ポンプ場設備更新事業	177,500,000	57,000,000		57,000,000		57,000,000	57,000,000	28,500,000	28,500,000		
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化一帯汚泥脱水設備更新事業	1,171,000,000	65,800,000		65,800,000	23,700,000	42,100,000	42,100,000	23,110,000	18,900,000	90,000	
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化一帯ゲート設備更新事業	235,500,000	71,000,000		71,000,000	25,500,000	45,500,000	45,500,000	24,885,000	20,600,000	15,000	
資本的支出	建設改良費	栃尾下水処理一帯変電設備更新事業	238,000,000	79,400,000		79,400,000		79,400,000	79,400,000	43,550,000	35,800,000	50,000	
計			1,905,000,000	305,600,000		305,600,000	59,900,000	245,700,000	245,700,000	130,895,000	114,600,000	205,000	

報告第11号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な即資産の購 入限度額
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国・県 支出金	企 業 債	損益勘定 留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 監視設備更新事業	1,409,000,000	43,000,000	201,287,000	244,287,000	37,730,000	206,557,000	206,557,000			206,557,000	
資本的支出	建設改良費	石動減圧弁 更新事業	550,000,000	34,650,000	4,680,500	39,330,500	15,400,000	23,930,500	23,930,500			23,930,500	
資本的支出	建設改良費	水質検査センタ 受変電設備更新事業	82,500,000	17,600,000		17,600,000		17,600,000	17,600,000		10,000,000	7,600,000	
資本的支出	建設改良費	大取浄水場 取水ポンプ設備更新事業	42,900,000	3,300,000		3,300,000		3,300,000	3,300,000			3,300,000	
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 1号沈下弁等更新事業	50,600,000	15,700,000		15,700,000	5,665,000	10,035,000	10,035,000			10,035,000	
資本的支出	建設改良費	青葉台ポンプ 送水設備更新事業	151,800,000	31,900,000		31,900,000	27,863,000	4,037,000	4,037,000			4,037,000	

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な即資産の購 入限度額
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国・県 支出金	企 業 債	損益勘定 留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	越路配水池 電気設備更新事業	51,700,000	16,500,000		16,500,000		16,500,000	16,500,000		9,000,000	7,500,000	
資本的支出	建設改良費	本津川配水池 設備更新事業	70,400,000	8,690,000		8,690,000	6,886,000	1,804,000	1,804,000			1,804,000	
資本的支出	建設改良費	上塩高区配水池ほか 設備更新事業	49,610,000	8,470,000		8,470,000	3,243,000	5,227,000	5,227,000		3,100,000	2,127,000	
計			2,458,510,000	179,810,000	205,967,500	385,777,500	96,787,000	288,990,500	288,990,500		22,100,000	266,890,500	

報告第12号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年度長岡市簡易水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市簡易水道事業会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な抑資産の購 入限度額
				予 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国・県 支出金	企 業 債	損益勘定 留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	虫 亀 浄 水 所 次 亜 注 入 電 気 設 備 更 新 事 業	6,490,000	1,760,000		1,760,000	1,518,000	242,000	242,000			242,000	

報告第13号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市水道事業会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	三島ポンプ場 建設事業	942,000,000	571,400,000	173,040,000	744,440,000	436,916,500	307,523,500	262,192,000	118,000,000	144,192,000		
資本的支出	建設改良費	大島ポンプ場 自家発電設備 更新事業	545,000,000	335,000,000	209,571,000	544,571,000	175,800,000	368,771,000	368,771,000	160,000,000	208,771,000		
計			1,487,000,000	906,400,000	382,611,000	1,289,011,000	612,716,500	676,294,500	630,963,000	278,000,000	352,963,000		

報告第14号

繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 訳			
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		
						国・県支出金	地 方 債	そ の 他
			円	円	円	円	円	一般財源
総 務 費	総 務 管 理 費	コミュニティセンター整備事業費	148,500,000	108,883,000	13,065,000	87,800,000		8,018,000
総 務 費	総 務 管 理 費	新たな地域づくり推進事業費	6,500,000	4,081,000	881,000	2,000,000	1,200,000	
民 生 費	社 会 福 祉 費	物価高騰対応重点点支援給付事業費 (令和6年度住民税非課税世帯分)	946,477,000	261,224,556		261,224,556		
民 生 費	社 会 福 祉 費	介 護 基 盤 整 備 事 業 費	42,768,000	42,768,000		42,768,000		
民 生 費	児 童 福 祉 費	子 育 て 世 帯 家 計 支 援 事 業 費	404,200,000	386,429,000		353,038,802		33,390,198
衛 生 費	保 健 衛 生 費	出 産 ・ 子 育 て 応 援 事 業 費	1,800,000	1,800,000		1,800,000		
衛 生 費	保 健 衛 生 費	新 斎 場 整 備 事 業 費	236,701,000	236,700,244	20,899,000		189,300,000	8,161,244
農林水産業費	農 業 費	県 単 土 地 改 良 事 業 費	1,197,000	1,197,000				1,197,000
農林水産業費	農 業 費	団 体 営 土 地 改 良 事 業 費	14,107,000	14,107,000			6,600,000	7,507,000
農林水産業費	農 業 費	県 営 土 地 改 良 事 業 費 (総 合 経 済 対 策 分)	164,249,000	164,249,000			142,100,000	22,149,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 記				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	
農林水産業費	農業費	土地改良施設整備事業費 (総合経済対策分)	41,000,000	41,000,000		41,000,000			
商工費	商工費	企業誘致促進事業費	54,000,000	16,700,000				16,700,000	
土木費	道路橋りょう費	道路維持経費	34,390,000	34,390,000			34,300,000	90,000	
土木費	道路橋りょう費	道路維持経費 (総合経済対策分)	102,500,000	102,500,000		49,780,000	49,700,000	3,020,000	
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費	1,552,404,000	1,255,619,000		459,053,000	475,600,000	320,966,000	
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費 (総合経済対策分)	967,030,000	967,030,000		506,619,000	404,400,000	56,011,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費	222,400,000	192,940,000		102,025,000	63,300,000	27,615,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費 (総合経済対策分)	41,600,000	41,600,000		19,674,000	16,100,000	5,826,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業費	11,101,000	11,101,000			9,900,000	1,201,000	
土木費	河川費	猿橋川水系普通河川整備事業費	32,711,000	25,797,000			25,700,000	97,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
土木費	都市計画費	街なみ環境整備事業費	円 14,100,000	円 12,700,000	円	円	円	円 1,444,000	
土木費	都市計画費	公園施設安全・安心対策事業費 (総合経済対策分)	16,000,000	16,000,000		7,750,000	7,700,000	550,000	
土木費	都市計画費	悠久山公園整備事業費	24,700,000	16,592,400		8,223,000	7,400,000	969,400	
土木費	都市計画費	明治公園整備事業費	28,760,000	28,760,000		13,880,000	12,400,000	2,480,000	
消防費	消防費	水利施設整備事業費	6,479,000	6,479,000				6,479,000	
消防費	消防費	避難対策経済対策分)	97,000,000	95,000,000		47,500,000		47,500,000	
消防費	消防費	ハザードマップ関連事業費	5,665,000	5,665,000		2,832,500		2,832,500	
教育費	小学校費	小学校大規模改造事業費	30,672,000	19,972,000			14,900,000	5,072,000	
教育費	小学校費	小学校大規模改造事業費 (総合経済対策分)	898,524,000	898,524,000		158,850,000	738,600,000	1,074,000	
教育費	中学校費	中学校大規模改造事業費 (総合経済対策分)	705,432,000	705,432,000		114,127,000	590,800,000	505,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
教 育 費	保健体育費	体育館改修整備事業費	46,831,000	46,831,000	3,549,000		42,100,000		1,182,000
教 育 費	保健体育費	屋外施設整備事業費	14,103,000	14,103,000			12,600,000		1,503,000
教 育 費	保健体育費	長岡ニュータウン運動公園整備事業費（総合経済対策分）	145,827,000	145,827,000		72,913,000	72,900,000		14,000
教 育 費	保健体育費	悠久山地区整備事業費（総合経済対策分）	240,000,000	240,000,000		119,000,000	119,000,000		2,000,000
災害復旧費	文教施設災害復旧費	令和6年能登半島地震災害復旧事業費	89,444,000	59,800,000		41,860,000	17,800,000		140,000
計			7,389,172,000	6,221,801,200	38,394,000	2,431,573,858	3,147,800,000	18,340,000	585,693,342

報告第15号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度長岡市下水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (未普及消事業)	11,500,000	円	11,500,000	円	円	円	円	円	円	関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (浸水対策事業)	43,500,000		43,500,000	6,232,000	18,700,000		18,568,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (改築更新事業)	480,000,000		480,000,000	160,889,000	319,100,000		11,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (未普及消事業)	120,500,000		120,500,000	23,573,000	96,900,000		27,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (浸水対策事業)	円 5,000,000	円	円 5,000,000	円 1,300,000	円 3,700,000	円	円	円	円	関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (改築更新事業)	144,000,000		144,000,000	57,340,000	86,600,000		60,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	農業集落排水事業 (改築更新事業)	6,800,000		6,800,000		6,800,000					関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
計			811,300,000		811,300,000	249,334,000	543,300,000		18,666,000			

報告第16号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度長岡市水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越るたな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金	定額資金			
資本的支出	建設改良費	三島ポンプ場建設事業 (妙見浄水場給水区域拡大関連)	23,419,000	8,400,000	15,019,000	円	円	円	円	円	円	円	関連工事と工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	上の原配水池 次重注入設備更新事業	10,560,000	3,500,000	7,060,000		5,300,000			1,760,000			部材納期の長期化により機器が製作できず、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	送・配水管布設等事業 (妙見浄水場給水区域拡大関連)	544,400,000	179,000,000	365,400,000		317,100,000			48,300,000			関係機関との協議・調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	水道管路緊急改善事業	106,000,000		106,000,000	27,550,000	78,300,000			150,000			経済対策に基づく補正予算によるもので、年度内完成ができないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越るたな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	送配水管施設等事業	円 260,613,000	円 74,649,000	円 185,964,000	円	円 78,000,000	円 5,929,000	102,035,000	円	円	関係機関との協議・調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	建設改良費	配水管移設事業	30,000,000		30,000,000			18,020,000	11,980,000			河川改修工事と工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
計			974,992,000	265,549,000	709,443,000	27,550,000	491,400,000	23,949,000	166,544,000			

報告第17号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度長岡市簡易水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	明道浄水所除塵設備更新事業	10,098,000	4,000,000	6,098,000	円	円	円	98,000	円	円	部材納期の長期化により機器が製作できないため、繰り越すものである。
	建設改良費	山古志簡易水道装設計画更新事業	9,900,000		9,900,000		9,900,000					部材納期の長期化により機器が製作できないため、繰り越すものである。
計			19,998,000	4,000,000	15,998,000		15,900,000		98,000			

報告第18号

事故繰越し繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度長岡市水道事業会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	受託工収益	一般財源			
事業費用	営業費用	送・配水管布設替等事業	3,361,000		3,360,390				3,360,390	610		関係機関との協議・調整の結果、年度内完成がでない送・配水管布設替等工事に伴う固定資産撤去費を繰り越すものである。
	営業費用	配水管移設事業	979,000		979,000				979,000			河川改修工事と工程調整の結果、年度内完成がでない配水管移設工事に伴う固定資産撤去費を繰り越すものである。
計			4,340,000		4,339,390				4,339,390	610		